

1168-12
1911年

官報
大
抄

時表第一回。六一號

大正十一年八月廿日

大阪府知事 池松時和

外務大臣 水野錬太郎殿
農商務省 山崎百里殿
逓信省 松田 賢殿
京都府知事 藤野 知事殿
大阪府知事 池松時和殿

株式會社川北電氣製作所
今福本場ニ於テハ職工勤勞修練

(第四號)

諸君
前二号以外ノ理由ニ依リ退職スルモノニテハ勤続
満五ヶ年以上ノモノヲ該法上第一項ノ三分一
第三前各項以外ノモノ並ニ懲戒処分ニ因ル解雇ノ
場合ハ支給セズ
第四臨時傭トシテ契約セタル者ハ前各項ヲ適
用セズ
大正十一年八月廿日
川北電氣製作所
以上